

朝日町小中学校ホームページ作成・運用のガイドライン

朝日町校長会

1. 趣 旨

本ガイドラインでは、朝日町小中学校におけるホームページの作成と運用にあたり、必要なガイドラインを設け、学校ホームページの適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

2. ホームページ公開の目的

各学校の教育活動について積極的に広く一般に公開し、信頼される学校づくりを進めるとともに、 学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした学校づくりを推進する。

3. ホームページの管理者

- (1) ホームページの管理責任者は、校長とする。
- (2) 校長は、ホームページの円滑な運営のため、ホームページ制作担当者を任命する。
- (3) ホームページ制作担当者は、必要に応じてホームページの検討を行うとともに、ホームページの適切な運営に努める。

4. ホームページの作成・更新者

- (1) 本校に在籍する教職員とする。
- (2) 児童の作品等をホームページに載せる場合には、PDFなどのファイルにしてホームページに載せる。その際、著作権などの知的所有権の保護や、個人情報の保護等について指導するものとする。
- (3) 動画については、容量が大きくなりサーバーに負担をかけないように配慮する。

5. ホームページの作成・更新・公開の手順

- (1) ホームページの作成・更新は、朝日町が管理する財務専用パソコンにてホームページ管理システム (ソフトウェア等)を用い作成・更新する。
- (2) ホームページの作成・更新が完了した場合、ホームページ制作担当者は校長へ承認を依頼する。
- (3) 校長は、内容を確認し、承認処理を行う。(承認処理を行うと同時に、ページが公開される。)

6. ホームページの内容

- (1) 掲載する内容
 - ① 学校紹介(住所・電話番号・沿革・学校目標・校歌・児童数等)
 - ② 教育課程等(年間学校行事予定表、いじめ防止基本方針、学校評価)
 - ③ 学校便り
 - ④ 各種申請書·調查書等(体育館使用申請書、家庭調查書等)
 - ⑤ 安心メール登録、緊急情報のお知らせ
 - ⑥ その他、教育効果があると認められるもの、または広く学校を知ってもらう上で必要と認められるもの

- (2) 掲載してはならない内容
 - ① 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの
 - ② 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり不利益をもたらしたりするもの
 - ③ 営利を目的にしたもの
 - ④ 児童及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
 - ⑤ 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
 - ⑥ 犯罪行為に結び付く恐れのあるもの
 - ⑦ その他、学校ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの

7. 個人情報の取り扱い

児童の人権及び安全確保のため、個人を特定できる情報は原則として掲載しないこととする。ただし、学校行事や作品・活動成果の紹介等、掲載が必要な場合には、事前に本人及び保護者の同意を得てから掲載する。

- (1)個人情報にあたる情報について
 - ・氏名、住所、生年月日、電話番号、家族、成績、身体的特徴等をいう。
- (2)写真等についての取り扱い
 - ① 写真や映像を掲載する場合は、原則として本人及び保護者に掲載の同意を得るものとする。
 - ② 写真や映像を掲載する場合は、顔を氏名が一致して個人が特定できないように配慮する。
 - ③ 校外の人物の写真掲載については、その都度同意を得るものとする。

8. セキュリティーへの対応

- (1) 朝日町が管理する財務専用パソコン以外で作成・編集したデータを持ち込む時は、各学校で指定された記憶媒体(USB)のみを使用する。
- (2) 朝日町が管理する財務専用パソコン以外で作成・編集したデータを記憶媒体(USB)により持ち込む時は、財務専用パソコン以外の端末でウィルスの手動検索を実行し、安全を確認してからファイルを開くこととする。

9. 著作権

学校ホームページにおける文章、写真等の著作権は、制作者である各学校が有する。また、学校ホームページに関して、全ての画像・記事等の無断使用、無断転載を禁止する。なお、教育目的等で引用する場合は、事前に管理責任者である校長に許可を得るものとする。

10. 非常時の対応

学校ホームページの掲載内容について、保護者や関係者等から訂正や削除の要請があった場合は、 速やかに適切な対応を行う。

11. ガイドラインの見直し

このガイドラインについて見直しの必要があるときは、朝日町校長会で協議し、変更する。

附則 このガイドラインは、令和元年9月1日から施行する。